

## 堺市学校給食費の管理に関する規則の一部を改正する規則

堺市学校給食費の管理に関する規則（令和5年規則第56号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和6年度における教職員等給食費の納付額）

- 3 令和6年度において実施する給食に係る教職員等給食費（臨時に給食を受ける保護者に係るものを除く。）の納付額に係る別表第2の規定の適用については、同表中「255円」とあるのは「280円」と、「310円」とあるのは「335円」とする。

### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。